

**第29期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

事業報告

会計監査人の状況
業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

監査報告

連結計算書類に係る会計監査
人の監査報告謄本
計算書類に係る会計監査人の
監査報告謄本

上記の事項は、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.pharmafoods.co.jp/ir/library/docs-4>）に掲載することにより、書面交付請求をいただいた株主の皆様に対して交付する書面への記載を省略しております。

なお、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して、監査をした対象の一部です。

2026年10月5日

株式会社ファーマフーズ

会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

海南監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、以下の内部統制システム基本方針に則り、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性確保に努める。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、法令遵守（コンプライアンス）を業務遂行上、もっとも重要な課題のひとつとして位置づける。コンプライアンス体制を整備し、その有効性を向上させるために、独立社外取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置する。リスク・コンプライアンス委員会は、当社グループのリスク管理及びコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上にかかる基本的意思決定のための方針を審議し、取締役会又は監査役会に上程する。
- ・ 当社のコンプライアンスに関する通報窓口は、社内窓口を事業サポート/推進部法務課及び常勤監査役とし、社外窓口を顧問弁護士以外の弁護士とする。
- ・ 社外監査役を選任し、独立的な立場から、取締役の職務執行が適正に行われるよう監督・監査する。
- ・ 内部監査担当は、当社及び関係会社の全部門に対して、各部門の業務執行が法令・定款及び社内規程に準拠し、効率的でかつ妥当であるか否かを検証し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。
- ・ 取締役会は、取締役会等重要な会議を通して各取締役の職務執行を監督し、監査役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査する。
- ・ 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保する。
- ・ 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程により適切に作成・保存する。
- ・ 取締役、監査役より閲覧の請求があれば、管理担当部門を通じてこれに応じる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 資金の投資・運用による損失に対しては、「資金運用管理規程」を整備し、危機の管理に努める。
- ・ 研究開発による損失に対しては、「研究開発管理規程」を整備し、危機の管理に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会の監督機能と説明責任を強化するとともに審議の充実を図るため、取締役会の諮問機関として、半数以上が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会を設置する。指名報酬委員会は、取締役等の選解任に関する事項及び報酬等について審議した内容を取締役会に対して答申し、取締役等の指名・報酬等に関する手続の公正性、透明性及び客観性を担保する。
- ・ 定時取締役会を毎月1回以上開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ・ 取締役及び各部署長が出席し、原則として毎月1回幹部会を開催し、業務執行の円滑化と経営の迅速化を図るとともに、各部の運営状況等の確認や相互牽制を図る。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、法令遵守（コンプライアンス）を業務遂行上、もっとも重要な課題のひとつとして位置づける。コンプライアンス体制を整備し、その有効性を向上させるために、独立社外取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置する。リスク・コンプライアンス委員会は、当社グループのリスク管理及びコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上にかかる基本的意思決定のための方針を審議し、取締役会又は監査役会に上程する。
- ・ 当社のコンプライアンスに関する通報窓口は、社内窓口を事業サポート/推進部法務課及び常勤監査役とし、社外窓口を顧問弁護士以外の弁護士とする。
- ・ 内部監査担当は、業務が法令、定款及び社内規程に準拠し、並びに企業倫理及び社会規範を遵守して行われているかを検証し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。

⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社の内部統制に関する体制は、子会社も含めたグループ全体を対象とする。
- ・ 当社は子会社の経営の自主性を尊重するとともに、グループ全体の業績向上に寄与するように「関係会社管理規程」を整備し、これに基づき子会社に対し報告を求め、損失の危険の管理及び子会社の取締役等の職務執行について、適法性と効率性の管理を行う。
- ・ 子会社の業績、経営計画の進捗状況、業務の執行状況について定期的に報告を求めるとともに、当該子会社において重要な事象が発生した場合には適宜報告を求め、協議を行う。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことができる。なお、監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合、その指揮・命令等は監査役の下にあり、その人事上の取扱いには監査役の同意を得て行い、取締役からの独立性を確保する。
- ・ 取締役は当該使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査役の職務を補助するために必要な時間を確保する。

⑧ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受ける者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 取締役及び使用人、子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社及びグループ全体に重大な影響を及ぼす事項が発生し、又は発生する恐れがあるとき、あるいは取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべき事項が生じたときは、速やかにこれを監査役に報告する。
- ・ 監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、報告を受ける。
- ・ 当社は、監査役が取締役、使用人、子会社の取締役、監査役及び使用人と常時情報交換を行う体制を整える。
- ・ 当社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないものとする。

⑨ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

⑩ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・ 監査役は、内部監査人、監査法人等との緊密な連携及び情報交換を推進するため意見交換会を定期的に開催する。
- ・ 監査役は、監査役相互の連携を図るため、監査役会を毎月1回以上開催する。

⑪ **財務報告の適正性を確保するための体制**

- ・ 財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を整備するとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- ・ 財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努める。
- ・ 内部統制担当者は、内部統制の欠陥に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会に報告する。また、併せて監査役へ報告する。
- ・ 内部監査担当は、財務報告に係る内部統制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査役へ報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記の内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の取り組みを行っております。

- ① 「コンプライアンス基本規程」を制定し、取締役・使用人が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。また、内部統制監査によるモニタリングを通じ、法令義務違反が発生した場合又は発生する恐れのある場合は厳格な調査を行い、客観的な事実関係を見極め、適切な処理方法を選択するとともに、再発防止を図っております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」等の社内規程に定めるところにより適正に保存し、管理しております。
- ③ 月に1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。また、各組織の職務分掌と各職位の責任と権限を「職務分掌規程」、「職務権限規程」により明確化し、業務の組織的かつ能率的な運営を図っております。
- ④ 監査役、会計監査人及び内部監査担当は定期的な会合を持ち、情報の交換を行っております。
- ⑤ 財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図っております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年 8 月 1 日から
2026年 7 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,043	1,814	7,691	△195	11,353
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△723		△723
親会社株主に帰属する当期純利益			1,988		1,988
自 己 株 式 の 処 分		13		169	183
株 主 資 本 以 外 の 項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	13	1,264	169	1,447
当 期 末 残 高	2,043	1,828	8,955	△26	12,800

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	そ の 他 の 包括利益累計額 合 計	
当 期 首 残 高	193	193	11,547
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△723
親会社株主に帰属する当期純利益			1,988
自 己 株 式 の 処 分			183
株 主 資 本 以 外 の 項目の当期変動額(純額)	171	171	171
当 期 変 動 額 合 計	171	171	1,619
当 期 末 残 高	365	365	13,166

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 6 社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社ファーマフーズコミュニケーション
株式会社フューチャーラボ
株式会社メディラボ
明治薬品株式会社
株式会社PF Capital
PF Visionary Fund投資事業有限責任組合

②非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の数 1 社
- ・ 非連結子会社の名称 Sosei RMF 1 投資事業有限責任組合
- ・ 連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の数及び関連会社の名称

- ・ 持分法を適用した関連会社の数 1社
- ・ 持分法を適用した関連会社の名称 オンキヨー株式会社

②持分法の適用範囲の変更

（減少）ベナート株式会社

持分法適用関連会社であったベナート株式会社は当連結会計年度において当社所有の株式を全株売却したため、持分法の適用範囲から除外しております。

③持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称
非連結子会社 Sosei RMF 1 投資事業有限責任組合
- ・ 持分法を適用しない理由
当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

④持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の直近の四半期決算を基にした仮決算により作成した計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社PF Capital及びPF Visionary Fund投資事業有限責任組合の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、6月30日現在において仮決算を行っております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・原材料・仕掛品
・貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）並びに
2016年4月1日以降に取得した建物
附属設備及び構築物

定額法

その他

定率法

主な耐用年数

建物及び構築物

3～50年

機械装置及び運搬具

2～8年

工具、器具及び備品

2～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア	社内における利用可能期間（５年）に基づく 定額法
その他の無形固定資産	定額法

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース 取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零と する定額法
--------------------------------	-------------------------------

（３）重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

（４）重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点(収益を認識する時点)は以下のとおりであります。

①バイオメディカル事業

「自己免疫疾患」及び「がん」や「炎症性疾患」等の難治性疾患を対象とした抗体医薬品及びペプチド医薬品の研究開発を行っております。

研究開発事業に関しては、保有する特許等のライセンス契約等に基づく、契約一時金、開発マイルストーン、販売マイルストーン、ロイヤリティ収入等を契約上定められたマイルストーンが達成された時点で収益として認識しております。

また、研究支援事業に関しては、役務・技術の提供が完了した時点で、履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

②BtoB事業

機能性素材、健康食品及び医薬品等の研究開発及び製造を行い、食品・医薬品メーカー、流通事業者等に販売しております。

顧客である食品・医薬品メーカー、流通事業者等との契約において合意された製品の提供を履行義務としております。

国内の顧客に関しては、出荷時から支配移転時までの間が通常の期間であるため、代替的な取扱いを適用し製品の出荷時に収益を認識し、海外の顧客に関しては、貿易条件に基づき製品の船積み時点において当該製品に対する支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されることから、船積み時に収益を認識しております。

なお、顧客への商品の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、過去の返品実績等に基づき顧客からの返品が見込まれる金額を控除した金額で測定しております。

③BtoC事業

当社独自の機能性素材を配合したサプリメント及び医薬部外品（「タマゴ基地」ブランド）並びに化粧品（「フューチャーラボ」ブランド等）、明治薬品株式会社が製造する機能性表示食品等の商品を、消費者へ通信販売しております。

顧客である消費者から注文された商品を引渡す履行義務を負っており、収益を認識する時点は、出荷時から支配移転時までの間が通常の期間であるため、代替的な取扱いを適用し商品の出荷時に収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、過去の返品実績等に基づき顧客からの返品が見込まれる金額を控除した金額で測定しております。

（５）その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

イ.退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ.数理計算上の差異の費用処理方法

発生時に一括費用処理しております。

ハ.簡便法の採用

当社及び一部の連結子会社は、退職給付債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（５年～６年）を見積り、その見積期間に応じて均等償却しております。

ただし、金額が僅少なものは、発生年度に全額償却しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は以下のとおりです。

1. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

	金額
商品及び製品	7,533百万円
仕掛品	820百万円
原材料及び貯蔵品	790百万円
棚卸資産評価損	31百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

棚卸資産の評価は、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しており、棚卸資産の評価を実施する際に、個別品目単位ごとに評価判定を実施しております。営業循環過程から外れた滞留在庫については、収益性の低下の事実を反映するため、一定期間の払出実績を超える部分を対象に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。ただし、新製品など特定の棚卸資産については、個別の追加的な状況を考慮のうえ、評価損の要否を決定しております。

②主要な仮定

営業循環過程から外れた滞留在庫の識別に用いた主要な仮定は、正常な棚卸回転期間の算出であります。

なお、当該識別は、直近の一定期間の払出実績、需要動向等を総合的に勘案して判断しております。

③翌連結会計年度以降の連結計算書類に与える影響

市場環境が悪化して営業循環過程から外れた滞留在庫が大幅に増加した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、追加で棚卸資産評価損を計上する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結貸借対照表における科目	金額
繰延税金資産	630百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

②主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としております。税務上の繰越欠損金が発生している会社の課税所得については、その前提となる広告宣伝費、受注金額、市場動向は変動が生じる場合があります、将来の事業計画における重要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断が含まれます。

③翌連結会計年度以降の連結計算書類に与える影響

課税所得の見積額に関しては不確実性が伴うため、将来の繰延税金資産の回収可能性の判断に影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額はそれぞれ以下のとおりであります。

受取手形	8百万円
売掛金	3,907百万円

2. 契約負債については、「流動負債のその他」に計上しております。契約負債の金額は連結注記表の「収益認識に関する注記3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報」に記載しております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額

11,377百万円

4. 担保に供している資産及び担保に係る債務の金額はそれぞれ以下のとおりであります。

(担保に供している資産)

建物	75百万円
土地	96百万円
建設仮勘定	3,477百万円

(担保に係る債務)

長期借入金	3,100百万円
-------	----------

連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表の「収益認識に関する注記1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 29,079,000株

2. 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 35,623株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年10月24日 定時株主総会	普通株式	360百万円	12.50円	2025年7月31日	2025年10月28日
2026年2月16日 取締役会	普通株式	363百万円	12.50円	2026年1月31日	2026年4月2日
計		723百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年10月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	363百万円	12.50円	2026年7月31日	2026年10月30日

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数 該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的かつ安全性の高い金融資産に限定する方針であります。また、資金調達については、必要な資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されており、外貨建営業債権は、為替変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。このうち、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。非上場株式については発行企業体の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権については、与信管理規程に基づき、取引先ごとの与信限度額を設定し、期日管理及び残高管理を行うとともに、滞留債権管理を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券（※2）	1,562	1,562	—
資産計	1,562	1,562	—
長期借入金	3,211	3,211	—
負債計	3,211	3,211	—

（※1）「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「1年内返済予定の長期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式等	1,107

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,562	－	－	1,562
資産計	1,562	－	－	1,562

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	3,211	－	3,211
負債計	－	3,211	－	3,211

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	BtoB 事業	BtoC 事業	バイオ メディカル 事業	計		
機能性素材	2,585	—	—	2,585	—	2,585
機能性製品	894	—	—	894	—	894
CMO	2,677	—	—	2,677	—	2,677
CHC	1,313	—	—	1,313	—	1,313
サプリメント	—	5,983	—	5,983	—	5,983
化粧品	—	5,542	—	5,542	—	5,542
医薬品・医薬部外品	—	43,192	—	43,192	—	43,192
その他	—	648	—	648	—	648
バイオメディカル	—	—	350	350	—	350
顧客との契約から生じる収益	7,471	55,368	350	63,190	—	63,190
その他の収益	—	—	—	—	33	33
外部顧客への売上高	7,471	55,368	350	63,190	33	63,223

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4.会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債は主に製品の引渡し前に顧客から受け取った前受金であり、連結貸借対照表上、「流動負債のその他」に含まれております。当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権、契約負債は次のとおりです。なお、当社グループにおいて、契約資産はありません。

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	11	8
売掛金	5,026	3,907
電子記録債権	247	74
契約負債		
前受金	17	9

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は17百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	453円35銭
(2) 1株当たり当期純利益	68円61銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年7月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	26,031	流 動 負 債	16,864
現 金 及 び 預 金	2,894	買 掛 金	1,193
受 取 手 形	10	短 期 借 入 金	12,400
売 掛 金	3,236	1年内返済予定の長期借入金	500
商 品 及 び 製 品	3,967	未 払 金	2,326
仕 掛 品	356	前 受 金	22
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	279	賞 与 引 当 金	8
前 渡 金	50	そ の 他	413
前 払 費 用	229	固 定 負 債	125
関係会社短期貸付金	13,050	長 期 借 入 金	41
未収還付法人税等	1,024	リ ー ス 債 務	16
そ の 他	933	退職給付引当金	0
貸 倒 引 当 金	△0	繰 延 税 金 負 債	58
固 定 資 産	6,509	そ の 他	8
有 形 固 定 資 産	1,856	負 債 合 計	16,989
建 物	718	(純 資 産 の 部)	
構 築 物	46	株 主 資 本	15,288
車 両 運 搬 具	3	資 本 金	2,043
工 具 、 器 具 及 び 備 品	336	資 本 剰 余 金	1,908
土 地	726	資 本 準 備 金	1,894
リ ー ス 資 産	17	そ の 他 資 本 剰 余 金	13
建 設 仮 勘 定	7	利 益 剰 余 金	11,363
無 形 固 定 資 産	51	そ の 他 利 益 剰 余 金	11,363
の れ ん	15	別 途 積 立 金	30
そ の 他	35	繰 越 利 益 剰 余 金	11,333
投 資 そ の 他 の 資 産	4,601	自 己 株 式	△26
投 資 有 価 証 券	1,798	評 価 ・ 換 算 差 額 等	262
関 係 会 社 株 式	1,490	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	262
その他の関係会社有価証券	847	純 資 産 合 計	15,551
保 険 積 立 金	389	負 債 ・ 純 資 産 合 計	32,540
そ の 他	76		
資 産 合 計	32,540		

損 益 計 算 書

(2025年 8 月 1 日から)
(2026年 7 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		40,867
売 上 原 価		6,875
売 上 総 利 益		33,991
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		33,838
営 業 利 益		153
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	96	
受 取 配 当 金	30	
補 助 金 収 入	205	
為 替 差 益	2	
業 務 受 託 料	10	
そ の 他	36	381
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	149	
支 払 手 数 料	59	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	0	
そ の 他	13	223
経 常 利 益		311
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	422	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	44	467
税 引 前 当 期 純 損 失		△155
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	39	
法 人 税 等 調 整 額	42	81
当 期 純 損 失		△237

株主資本等変動計算書

(2025年 8 月 1 日から)
(2026年 7 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 計			
					別 立 途 積	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	2,043	1,894	－	1,894	30	12,294	12,324	△195	16,066	
事業年度中の変動額										
剰 余 金 の 配 当						△723	△723		△723	
当期純損失 (△)						△237	△237		△237	
自己株式の処分			13	13				169	183	
株主資本以外の 項目の事業年度中の変 動 額 (純 額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	13	13	－	△961	△961	169	△778	
当 期 末 残 高	2,043	1,894	13	1,908	30	11,333	11,363	△26	15,288	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	160	160	16,227
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△723
当期純損失 (△)			△237
自己株式の処分			183
株主資本以外の 項目の事業年度中の変 動 額 (純 額)	102	102	102
事業年度中の変動額合計	102	102	△676
当 期 末 残 高	262	262	15,551

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・原材料・仕掛品・貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）並びに
2016年4月1日以降に取得した建物
附属設備及び構築物

定額法

その他

定率法

主な耐用年数

建物 3～50年

工具、器具及び備品 2～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく
定額法

その他の無形固定資産

定額法

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース
取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
退職給付引当金	従業員への退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点(収益を認識する時点)は以下のとおりであります。

① バイオメディカル事業

「自己免疫疾患」及び「がん」や「炎症性疾患」等の難治性疾患を対象とした抗体医薬品及びペプチド医薬品の研究開発を行っております。

研究開発事業に関しては、保有する特許等のライセンス契約等に基づく、契約一時金、開発マイルストーン、販売マイルストーン、ロイヤリティ収入等を契約上定められたマイルストーンが達成された時点で収益として認識しております。

また、研究支援事業に関しては、役務・技術の提供が完了した時点で、履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

② BtoB事業

機能性素材、健康食品及び医薬品等の研究開発及び製造を行い、食品メーカー、流通事業者等に販売しております。

顧客である食品メーカー、流通事業者等との契約において合意された製品の提供を履行義務としております。

国内の顧客に関しては、出荷時から支配移転時までの間が通常の期間であるため、代替的な取扱いを適用し製品の出荷時に収益を認識し、海外の顧客に関しては、貿易条件に基づき製品の船積み時点において当該製品に対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されることから、船積み時に収益を認識しております。

なお、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

③ BtoC事業

当社独自の機能性素材を配合したサプリメント及び医薬部外品（「タマゴ基地」ブランド）を、消費者へ通信販売しております。

顧客である消費者から注文された商品を引渡す履行義務を負っており、収益を認識する時点は、出荷時から支配移転時までの間が通常の期間であるため、代替的な取扱いを適用し商品の出荷時に収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、過去の返品実績等に基づき顧客からの返品が見込まれる金額を控除した金額で測定しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（５年）を見積り、その見積期間に応じて均等償却しております。

ただし、金額が僅少なものは、発生年度に全額償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は以下のとおりです。

(1) 棚卸資産の評価

① 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

	金額
商品及び製品	3,967百万円
仕掛品	356百万円
原材料及び貯蔵品	279百万円
棚卸資産評価損	△115百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(i) 算出方法

棚卸資産の評価は、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しており、棚卸資産の評価を実施する際に、個別品目単位ごとに評価判定を実施しております。営業循環過程から外れた滞留在庫については、収益性の低下の事実を反映するため、一定期間の払出実績を超える部分を対象に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。ただし、新製品など特定の棚卸資産については、個別の追加的な状況を考慮のうえ、評価損の要否を決定しております。

(ii) 主要な仮定

営業循環過程から外れた滞留在庫の識別に用いた主要な仮定は、正常な棚卸回転期間の算出であります。

なお、当該識別は、直近の一定期間の払出実績、需要動向等を総合的に勘案して判断しております。

(iii) 翌事業年度以降の計算書類に与える影響

市場環境が悪化して営業循環過程から外れた滞留在庫が大幅に増加した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、追加で棚卸資産評価損を計上する可能性があります。

(2) 関係会社株式の評価

① 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

	金額
関係会社株式	1,490百万円
関係会社株式評価損	422百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式の評価にあたって算定した実質価額が帳簿価額に比して著しく低下した場合には、その回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り減損処理を行っています。関係会社株式の実質価額の算定については、各関係会社における業績予測数値に基づき見積っております。当該見積りには、経営環境等の外部要因に関する情報や、当社及び関係会社各社が用いている内部の情報（予算及び過年度実績等）を用いております。将来の不確実な経済条件の変動や投資計画の進捗状況等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において関係会社株式評価損（特別損失）が発生する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,675百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	275百万円
短期金銭債務	1,663百万円

(3) 保証債務

次の関係会社の金融機関からの借入債務に対して債務保証を行っております。

明治薬品株式会社	4,230百万円
----------	----------

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	39百万円
仕入高	1,429百万円
一般管理費	3,170百万円
営業取引以外の取引による取引高	98百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式	35,623株
------	---------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価損	203百万円
返金負債	13百万円
株式報酬費用	62百万円
投資有価証券評価損	93百万円
関係会社株式評価損	855百万円
減価償却費	99百万円
その他	3百万円
繰延税金資産小計	1,332百万円
評価性引当額	△1,222百万円
繰延税金資産計	109百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△120百万円
未収還付事業税	△46百万円
返品資産	△1百万円
繰延税金負債計	△168百万円
繰延税金負債の純額	△58百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社フュー チャラボ	東京都 港区	100	化粧品及び 美容雑貨の 販売事業	所有 直接 100.0	子会社債権の 回収代行 資金の貸付 役員の兼任	売上債権の 回収代行 (注2)	－	未払金	515
							資金の貸付 (注3)	－	関係会社 短期貸付金	1,500
							資金の回収	－		
子会社	明治薬品株式会 社	富山県 富山市	98	医薬品等の 製造、販売	所有 直接 100.0	子会社債権の 回収代行 資金の貸付 役員の兼任 債務保証	売上債権の 回収代行 (注2)	－	未払金	744
							資金の貸付 (注3)	1,000	関係会社 短期貸付金	11,500
							資金の回収	2,000		
							利息の受取 (注3)	76		
							債務保証 (注4)	4,230	－	－

- (注)
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
取引価格については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
 - 当社が当社の子会社の売上代金の回収代行を実施したものであり、当社と子会社の直接的な取引ではないため、取引金額の記載を省略しております。
 - 資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
 - 明治薬品(株)の銀行借入につき、債務保証を行ったものであります。なお、保証料は受領しておりません。

役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	議決権等の 所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	金 武祐	—	—	（被所有） 直接 7.79	当社 代表取締役社長	金銭報酬債権の現物出資に伴う 自己株式の処分（注1）	40 （注2）	—	—
役員	益田 和二行	—	—	（被所有） 直接 2.65	当社専務取締役	金銭報酬債権の現物出資に伴う 自己株式の処分（注1）	38 （注2）	—	—
役員	金 英一	—	—	（被所有） 直接 2.49	当社専務取締役	金銭報酬債権の現物出資に伴う 自己株式の処分（注1）	18 （注2）	—	—
役員	鳥尾 公助	—	—	（被所有） 直接 0.11	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資に伴う 自己株式の処分（注1）	14 （注2）	—	—
役員	東山 寛尚	—	—	（被所有） 直接 0.10	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資に伴う 自己株式の処分（注1）	14 （注2）	—	—

- (注) 1. 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。
2. 「取引金額」欄は、2025年11月17日開催の取締役会において決議された譲渡制限付株式報酬による割当金額であります。

8. 収益認識に関する注記

（顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 535円45銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △8円20銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書			
株式会社ファーマフーズ 取締役会 御中		2026年9月18日	
		海南監査法人 大阪事務所	
		指定社員 業務執行社員	公認会計士 松井 勝裕
		指定社員 業務執行社員	公認会計士 山田 亮
監査意見			
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ファーマフーズの2025年8月1日から2026年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。			
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファーマフーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。			
監査意見の根拠			
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。			
その他の記載内容			
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。			
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。			
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。			
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。			
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。			
連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任			
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。			
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。			
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。			
連結計算書類の監査における監査人の責任			
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。			
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。			
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。			
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。			
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。			

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年9月18日

株式会社ファーマフーズ
取締役会 御中

海南監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	松 井	勝 裕
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	山 田	亮

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファーマフーズの2025年8月1日から2026年7月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上